

マイナ保険証の利用促進

- マイナンバーカードを健康保険証として活用することで、過去の診療・投薬の履歴を患者や担当医が参照することが可能。一方で、マイナ保険証の利用率は低い水準。マイナ保険証の利用は、電子処方箋等をはじめ医療DX推進の基礎となるもの。
- 医療機関等に対する支援を十分に講じてきたことを踏まえ、利用者である国民にマイナ保険証のメリットを実感してもらう取組み（患者の窓口負担軽減）を強化する必要。

◆医療機関・薬局に対する支援

- 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の義務化（2023年4月～）
 - ・義務化対象施設における運用開始割合：94.8%
(2023年10月22日時点)
 - ・ICT基金によるオンライン資格確認の導入補助
(予算額：1,372億円)
- マイナ保険証利用促進に向けた支援措置
 - ・マイナ保険証利用率（2023年9月）：5%
(内訳) 病院11%、医科診療所5%
 歯科診療所10%、薬局 2%
 - ・マイナ保険証利用率増加に応じた支援
(インセンティブ措置)：経済対策の中で検討中

◆マイナ保険証の利用に関する診療報酬点数

		現行の加算	特例措置 (令和5年4～12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	6点
	〃 利用する	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	—	2点
	〃 利用する	—	—
調剤	マイナンバーカードを利用しない	3点	4点
	〃 利用する	1点	1点

再診での算定は1月に1回
調剤での算定は6月に1回

※ この加算は、医療機関・薬局が薬剤情報等の患者情報を取得・活用を要件として、より質の高い診療を実施することを評価するもの

【改革の方向性】(案)

- 既に講じている医療機関・薬局に対する支援措置・インセンティブ措置とあわせ、患者の窓口負担の軽減策を検討する。あわせて、医療機関のマイナ保険証利用率にも着目した評価を設定する。